

事前にいただいたご質問につきましては、当日の事務局報告、または事前質問一覧にてご回答させていただきます。

質問番号	資料番号	委員名	質問	回答
質問①	資料2 5ページ	星野委員	アドバイザー研修について、各回で何事例が取り上げられたのでしょうか。事例の選定にあたり、その基準や考え方を教えてください。また教訓的な事例を3つ程度挙げ、得られた助言を教えてください。	<p>アドバイザー研修は、各回4事例程度のケース検討を行っております。ケースを選定する一律の基準は設けておりませんが、各事例において、医療的見地からの見立てや、そもそも医療的な支援の必要性を検討することなどの理由でケースを選定しております。</p> <p>教訓的な事例として、①オーバードーズを繰り返す高校生の対応について、児の理解力や過量服薬の経緯を踏まえて、本人に過量服薬に至ってしまう理由を考えさせ、正しい行動に修正できるように働きかけていくことの助言をいただきました。</p> <p>②母が精神疾患から入退院を繰り返し、母から暴言暴力が繰り返されているケースについて、母の症状が悪化してきた中で、児のこれまでの育ちの過程でどのような影響を及ぼしたのかを振り返る必要があります。また、今後も母の体調悪化が見込まれる中で、児が家を出るなど自立に向けた支援の必要性について助言いただきました。</p> <p>③小学生男児が人にハサミを向けることなど、衝動性のコントロールが難しいケースにおいて、母への支援について検討しました。ひとり親家庭であり父性の役割が不足していることから、学校の担任の先生と連携して規範意識を育む役割分担や、児の行動から「ADHD」が疑われるため、服薬による効果を期待し医療受診を推奨するよう助言をいただきました。</p>
質問②	資料3 2ページ	星野委員	⑤質の向上として高齢者虐待防止マニュアルの改訂に向けた検討がされていますが、支援者、専門職の意見も踏まえた方が良く考えます。マニュアル改訂に限らず、高齢者虐待防止ネットワークの活動全般について協議する場が必要と考えますが、市のお考えをお聞かせください。	<p>現在、高齢者虐待防止に係る活動については、松戸市地域ケア会議において、支援者、専門職の皆さまからご意見をお聞きしているところでございます。一方、松戸市地域ケア会議では取り扱う地域課題の種類が多く、高齢者虐待防止に必ずしも多くの時間を割けないという現状もございます。そこで、支援者、専門職の皆さまに、高齢者虐待防止につきより効果的・効率的にご協議いただく方策について、今後、松戸市地域ケア会議においてご検討いただきたいと思いますと考えております。</p>

質問③	資料3 7ページ	星野委員	<p>判定会、個別事例検討会のメンバーを見ますと、市と地域包括支援センターの職員のみとなっています。児童虐待防止に係る取組におけるアドバイザー研修のように、医療者が助言する機会が必要ではないでしょうか。虐待と認定されているか否かに関係なく、「医療的な課題の有無がわからない」、「医療的な課題への支援方針が定まらない」といった支援者の求めに応じて、医療者が助言する場を臨機応変に開催できるようにすべきでないでしょうか。</p>	<p>現在、高齢者支援に係る医療的課題に関しては、地域サポート医からご助言をいただいているところでございます。一方、課題が複雑化・複合化している場合等については、より適切な支援を行うために、地域サポート医だけではなく、地域包括ケアあるいは高齢者虐待に知見のある医師からご助言をいただいたほうが望ましいという場面もございます。そこで、そのような知見のある医師からご助言をいただく仕組みについて、松戸市医師会様にご協力をいただきながら、検討を行っていきたいと考えております。</p>
質問④	資料4 8.9ページ	星野委員	<p>虐待事例の初動、終結報告は各会議でされていますが、初動と終結の間で支援が停滞している事例、支援者が支援困難だと認識している事例などで、医療や法律の専門家にリアルタイムに相談できる場はあるのでしょうか。病理がある場合、医療者の助言があると支援方針の策定に役立つと考えます。</p>	<p>虐待事例の初動及び終結報告は障害者虐待防止ネットワーク担当者会議で報告・協議しております。</p> <p>また困難事例については毎月のコア会議において弁護士、基幹相談支援センターを含め相談・協議できる場がございます。</p> <p>ご質問の「専門家にリアルタイムに相談できる場」については現状ございません。しかし、障害福祉課とアドバイザー契約を結んでいる弁護士の方がおりますので、法律に関する事については、随時相談できる体制にございます。また医療者については当課よりかかりつけ医療機関等に直接連絡を取り、状況確認をしております。</p> <p>会議体はございませんが、緊急時等は支援者を招集し、ケース会議を開催する等をしながら対応してまいります。</p>
質問⑤	資料5 2.4ページ	星野委員	<p>高齢者虐待、障害者虐待における通報件数のうち、内部通報者による通報の割合を直近3年度で教えてください。</p>	<p>通報につきましては、事業所の職員、管理者の他、利用者、その家族、市民の方など幅広く通報をいただいているところです。施設従事者等からの通報は養介護施設従事者等では、R6(74%)、R5(38%)、R4(61%)となります。障害者施設従事者等からの通報割合はR6(48%)、R5(34%)、R4(39%)となっております。</p>

質問⑥	資料5 3.5ページ	星野委員	<p>令和5年、ある株式会社が運営する全国複数の障害者グループホームにおいて、食材料費の過大徴収が明らかになり、松戸市内の同社が運営するグループホームにも同様の実態があったのでした。この件を踏まえ、市が指定する事業者に対する指導監査はどうあるべきでしょうか。人員や設備の基準、利用料の確認だけではなく、提供されている食事が栄養の観点から十分なものか、プライバシーが保たれた療養環境であるかなど、自身で訴えることが困難な利用者の安全や尊厳を確保するために、実態把握に努めるべきと考えます。市のお考えをお聞かせください。</p>	<p>本会議では虐待対応という観点でお答えさせていただきます。</p> <p>虐待対応では、利用者を衰弱させるような著しい減食や食材料費の過大徴収による経済的な搾取のような事案に関して通報等があった場合には、原則として訪問調査を実施し、事実確認等を行っております。また、他事案の調査時においても、利用者面談など状況を確認する中で、別途そのような事案が疑われるような場合には、介護等放棄や経済的虐待の視点も含めて広く調査を行うこととしております。現状におきましては、通報や届出などを契機に事実確認等を行う状況となっていることから、引き続き、通報等の重要性について周知をしてまいりたいと考えております。</p>
質問⑦	資料5	竹内委員	<p>この情報は、どのような関係者と共有しているか？養介護施設との共有はなされているか？</p>	<p>施設従事者等虐待につきましては、毎年、厚生労働省において「高齢者虐待防止法(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査」が実施され、全国的な統計とそれに基づいた行うべき取り組みが介護事業所等に要請されているところです。なお、令和5年度は適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待が全国的に多くなっており、当市も同様の傾向となっております。</p>
質問⑧	資料6	星野委員	<p>松戸市在宅医療・介護連携支援センターが受け止める支援困難事例において、世帯の中に複数の支援対象者がいる事例が増えています。虐待(疑いを含む)において、児童・障害・高齢で連携を図った事例の数や概要、対応方法、課題を把握するには、どのようにすべきでしょうか。例えば、他領域の担当課が主催する事例検討会議に出席した回数をカウントし、その事例の概要や対応方法、課題を収集していくという手法も考えます。</p>	<p>虐待対応を担う担当課(対応機関)が複数に分かれている現状を踏まえ、現在、個別支援会議の出席回数について、対応機関合同で統一した指標を作成し、適切にカウントを行うことが可能か、引き続き検討を進めてまいります。</p>

質問⑨	資料7 9ページ	星野委員	(重層的)支援会議の令和6年度における開催実績をお示してください。会議の発議者、参加者、事例概要、教訓的な知見も合わせてお示してください。	令和6年度における虐待に関わる(重層的)支援会議開催の実績はございませんでした。 なお、重層的支援体制整備事業における(重層的)支援会議につきましては、虐待に関する支援だけではなく、様々な問題に対応していることから、詳細につきましてはここでは回答を見送らせて頂き、今後適切な機会に改めて議論を深めてまいりたいと考えております。
質問⑩	全体	竹内委員	資料2 および 資料6, 7 においてキャンペーンのための配布物の記載がある一方で、資料3, 4, 5において記載が乏しいように思われる。その差は何か？ターゲットによって差をつけているのか？予算の都合か？配布物の有無の取り組みの進捗に差があるか？	高齢者虐待や障害者虐待の周知啓発については、関係各課でパンフレットを作成し、市民への情報提供や啓発活動に取り組んでいます。 また、市民に加え、市内の福祉事業所等を対象に、専門職向け研修会も実施しています。研修では、啓発物品の配布にとどまらず、専門職の支援技術の向上や、虐待の未然予防に関わる内容をテーマとして取り上げ、実効性のある啓発に努めています。